

平成 28 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年12月16日 (金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月16日 午前9時00分宣告 (第4日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	奥 田 信 宏	12番	吉 田 正 昭
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦		
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 安 全 課 長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税 務 課 長	鈴木 孝治
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環 境 課 長	江場 満
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	伊藤 光彦	子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝
		住 民 課 長	鈴木 敬	健 康 推 進 課 長	小島 昌己
		保 険 医 療 課 長	寺本 章人		
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満	下 水 道 課 長	加藤 満政
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消 防 署 長	佐藤 安英
	教 育 委 員 局 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	黒川 静一
		生 涯 学 習 課 長	伊藤 保光		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第74号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第75号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第76号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第77号 平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第78号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第63号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第64号 蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第61号 蟹江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第62号 蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第65号 蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第66号 蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道の設置及び管理に関する条例及び蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第71号 平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第72号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第73号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 発議第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第16 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第17 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第18 議案第74号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 追加日程第19 議案第75号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 追加日程第20 議案第76号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程第21 議案第77号 平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第22 議案第78号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 高阪康彦君

皆さんおはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成28年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

お手元に、発議第6号及び発議第7号の意見書提出議案、総務民生、防災建設の各常任委員会の審査報告書、議会運営委員会報告書、議員には、平成28年第3回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いします。

また、総務民生常任委員会において、資料請求のあった議案第63号の関係資料が配付してありますので、お願いいたします。

○議長 高阪康彦君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、12月13日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

改めまして、皆さんおはようございます。

議会運営委員長の安藤でございます。

それでは、早速、去る12月13日の一般質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、意見書の審議結果についてであります。

9月定例会で継続審議となっていました2件と、9月定例会以後に提出されました17件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、(1)採択することになった意見書は2件でございました。ア、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書、イ、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書、この2件は、全会派の賛同が得られましたので、本日、議員提出議案として上程し、採択することになりました。

次に、(2)不採択することになった意見書は、アからタまでの16件で、全会派の一致を見ることができませんでしたので、不採択となりました。お目通しをお願いいたします。

なお、(3)継続審議することになった意見書、これは介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書、これの1件でございました。

2番目、平成29年第1回(3月)定例会の日程についてであります。

委員会報告書に添付されているとおり決定いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

3番目、全員協議会の開催についてであります。

最終日の日程によりますと、本日、本会議終了後に、3階協議会室にて議員総会を開催す

る予定になっておりましたが、議員総会の前に全員協議会を開催し、理事者側から地方創生拠点整備交付金活用事業についての説明を受けることになりました。内容につきましては、須成の天王橋たもとの寄附された土地の活用に関するものでございます。

4番目、その他であります。

(1) 3月議会議案説明会の開催についてであります。平成29年2月17日、金曜日、午前9時から3階協議会室にて全議員に議案説明を行います。今までは午前10時からとなっておりますけれども、今回から午前9時からとなりましたので、ご注意くださいようお願いいたします。

(2) 議員総会の協議事項追加についてであります。本日、全員協議会終了後に開催する議員総会におきまして、タブレット端末の議会導入関連に続き、議会報告会で住民の方からご意見をいただいております政務活動費に関する収支報告書等のホームページ公開についてを協議事項として追加し、協議することになりました。

以上、ご報告いたします。

(13番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 議案第74号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第2 議案第75号「蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等

の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 議案第76号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第4 議案第77号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 議案第78号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 議案第63号「蟹江町税条例等の一部改正について」

日程第7 議案第64号「蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について」

を一括議題といたします。

本2案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る12月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第63号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定の整備において、スイッチOTC薬とはどういったものか。また、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除とはという内容の質疑がありました。

これに対して、スイッチOTC薬とは、薬局で購入できる市販の薬のことで、対象となる薬には控除対象であるというマークがつく予定である。また、対象品目には1,500品目ほどあり、薬局で売っている薬のほとんどがスイッチOTC薬控除の対象となる。スイッチOTC薬を購入した金額が1万2,000円を超えれば控除の対象となる。控除額は、控除限度額が10万円のため、1万2,000円を引いた8万8,000円までとなる。医療費が10万円を超える場合は、従来どおりの医療費控除を受けたほうが有利な場合もある。今回の改正は、今まで医療費が10万円未満で医療費控除を受けることができなかった人が控除を受けられるようになったという内容の答弁がありました。

次に、スイッチOTC薬控除を受けるのに、確定申告時に必要な添付書類はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、レシートに薬品名等が記載されるので、確定申告時にはレシートを添付していただくことになるという内容の答弁がありました。

次に、延滞金の計算期間に関する規定の整備において、第48条、その追徴すべき不足税額または納付すべき税額について延滞金の計算期間から一定の期間を控除し計算することとあるが、この一定の期間とは何を指すのかという内容の質疑がありました。

これに対して、最初の納付期限から次の新たな納付期限までを指すという内容の答弁がありました。

次に、わがまち特例に関する規定の整備において、対象となる税の範囲はという内容の質疑がありました。

これに対して、個人、法人の固定資産税が対象であるという内容の答弁がありました。他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第63号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今回の一部改正の要点はという内容の質疑がありました。

これに対して、所得税法の改正に伴い、台湾の投資事業組合等で発生する配当・利子が今回分離課税の対象となり、所得税課税とすることとなった。これにより、国民健康保険税の

一部を改正するという内容の答弁がありました。他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第64号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告にかえさせていただきます。

(1 番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第6 議案第63号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第64号「蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 議案第61号「蟹江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」

日程第9 議案第62号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」

日程第10 議案第65号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」

日程第11 議案第66号「蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道の設置及び管理に関する条例及び蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本4案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 戸谷裕治君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○防災建設常任委員長 戸谷裕治君

それでは、報告申し上げます。

防災建設常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る12月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第61号「蟹江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、農地利用最適化推進委員というのは、どんな役割か、また、選出の方法はという内容の質疑がありました。

これに対して、今回農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員と農地利用最適化推進委員を設けることとなった。農地利用最適化推進委員は、100ヘクタールに1人設ける基準があり、蟹江町の場合は、213ヘクタールの農地があるので、2名選任することになる。推進委員の役割は、担当区域内の農業の担い手への農業集積や農地パトロール、また、新規参入促進のための農地等の利用の最適化を日常的に行っていただくことである。選出方法は、農業委員、推進委員、それぞれ公募し、農業委員は、選考委員会を設けて審査・決定し、議会の同意を得て町長が任命する。推進委員は、農業委員会が委嘱するという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第61号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、排水人口の3万6,500人はどうやって算出したのかという内容の質

疑がありました。

これに対して、平成22年に制定した日光川下流域関連蟹江町公共下水道事業計画において、市街化調整区域等を含んだ面積669ヘクタールを計画区域としており、この計画区域内の平成37年度の計画人口であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第62号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第65号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道の設置及び管理に関する条例及び蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第66号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(6番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第8 議案第61号「蟹江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第61号、蟹江町農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、反対の討論をいたします。

この条例は、国の農業委員法の改正に伴うもので、農業委員のこれまでの農民による公選を廃止し、農民の代表ではなく、市町村が任命する任命制に変更することや、その農業委員の定数を少なくし、農地大規模化を進める農地利用最適化推進委員を新設するもので、町長の要請に従って仕事をするスタッフとなり、農家、農民の代表として、農地についての意見公表、建議をすることが削除されております。農業委員会は、単なる卓上委員会となり、

活動は推進委員会の役割になり、公選制から任命制になることにより、農業委員の重みも変わってくると思われます。現在、国の政治はTPP交渉に見られるように、お金持ちが、今金がもうかればいいという姿勢です。当議案は、農業委員会を今現場で農地を守っている農家の声を反映しにくく、形骸化し、今後は農地利用の最適化だけをやっていけばいいという農業委員会になると心配があります。この意味からも、当条例制定には反対をいたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤でございます。

私は、本議案に賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに条例の制定が必要となるため上程されたものであり、法の趣旨である農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるようにする、そのために必要となる条例制定であることから、本議案には賛成をいたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第61号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第62号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第65号「蟹江町道路占用料条例及び蟹江町公共物管理条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第66号「蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道の設置及び管理に関する条例及び蟹江町豊台団地及び東水明台団地下水道整備事業分担金に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 議案第71号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第72号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第73号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 発議第6号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1 番議員登壇)

○1 番 松本正美君

ご提案申し上げます。

発議第6号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、同、板倉浩幸、同、飯田雅広、同、伊藤俊一、同、安藤洋一、同、水野智見、同、奥田信宏であります。

朗読をもって提案といたします。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

現在、愛知県においては、高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は公教育の重要な役割を担っている。これに鑑み、愛知県は学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、経常費2分の1助成(愛知方式)、授業料助成など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、一昨年度16年ぶりに平成10年度水準を超え、昨年度は国からの財源措置(国基準単価)を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円を超え、私学を自発的に選択できる層はごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の高校無償化の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって、県独自の授業料助成が大幅に減額された。特に、乙ランク(年収350万円以上840万円以下)の層では、公立が11万8,800円軽減される一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がった。その結果、教育の機会均等が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことができない生徒がますますふえた。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれてきた。

このような状況下で、この3年間、愛知県においては、国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分約15億円（約5億円×3年）を活用して、従来の授業料助成制度を復活し、授業料本体については、乙Ⅰランク（年収610万円以下）までの層は、その3分の2を乙Ⅱランク（年収840万円以下）までの層は半分が助成されることになった。この措置は、中所得者層での公私格差を是正し、私学選択の自由を広げる上で大きな意義がある。また、入学金補助は、年収350万円以下の甲ランクは20万円に増額・実質無償化され、今年度年収350万円以上840万円以下の乙ランクが9年ぶりに増額された。

それにもかかわらず、父母負担の公私格差の是正は、いまだ抜本的な解決に至っておらず、私学を自由に選択できないなど、公私両輪体制にとっていびつな状況が今なお続いている。甲ランクでは、授業料本体と入学金については無償化されたが、施設整備費などを含めた月納金では、いまだ約5万円の公私格差が残っている。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で、学費の高い私学に來ているという現状がある。一方、入学金助成は、甲ランクは20万円となり、実質無償化されたが、乙ランクは、乙Ⅰは10万円（入学金の2分の1）、乙Ⅱは6万5,000円（入学金の3分の1）に増額されたが、授業料助成制度（甲ランク無償、乙Ⅰランク3分の2助成、乙Ⅱランク2分の1助成）には届いていない。

私学は、公教育の重要な役割を担っており、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、公私両輪体制で県下の公教育を支えてきた。このような実情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。

本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけではなく、父母・市民にとっても切実な要求である。とりわけ準義務化された高校教育においては急務である。

貴職におかれましては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財政措置のある国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上でご提案を申し上げます。よろしくお願いいたします。

（1 番議員降壇）

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 発議第7号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

板倉浩幸君、ご登壇ください。

(2番議員登壇)

○2番 板倉浩幸君

それでは、ご提案を申し上げます。

発議第7号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年12月16日提出。

提出者、蟹江町議会議員、板倉浩幸。

賛成者、同、飯田雅広、同、伊藤俊一、同、安藤洋一、同、水野智見、同、奥田信宏、同、松本正美。

それでは、朗読をもちまして提案といたします。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに国民に教育を受ける権利を保障する公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由に私学助成を抑制、削減する動きが後を絶たない。愛知県においても、平成11年に財政危機を理由として、経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、一昨年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、昨

年度は国から財政措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだに大きく、多くの生徒が無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円を超え、授業料助成制度があるものの、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度高校無償化の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって、県独自の授業料助成が大幅に減額された。特に、乙ランク（年収350万円以上840万円以下）の層では、公立が11万8,800円軽減される一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がった。その結果、教育の機会均等が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますますふえた。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれてきた。

このような状況下で、この3年間、私学において、高校の無償化政策の見直しに伴う私学支援金の加算分約15億円（約5億円×3年）を活用して、従来の授業料助成制度を復元し、授業料本体については、乙Ⅰランク（年収610万円以下）までの層はその3分の2を、乙Ⅱランク（年収840万円以下）までの層は半分が助成されることとなった。また、入学金補助は、年収350万円以下の甲ランクは20万円に増額・実質無償化され、今年度は年収350万円以上840万円以下の乙ランクが9年ぶりに増額された。

それにもかかわらず、父母負担の公私格差の是正はいまだ抜本的な解決には至っておらず、私学を自由に選択できないなど、公私立両輪体制にとっていびつな状態が今なお続いている。甲ランクでは、授業料本体と入学金については無償化されたが、施設設備費などを含めた月納金では、いまだ約5万円の公私格差が残っている。しかし、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で、学費の高い私学に來ているという状況がある。一方、入学金補助は、甲ランクは20万円となり、実質無償化されたが、年収350万円以上の世帯では父母負担の大きな格差が残っている。

一方、全国的には平成26年度の文部科学省調査でも16道県が制度改善を行わなかったと発表されたように、せつかくの国の加算措置が多くの自治体で独自制度の改善に結びついていない現状が続いている。

私学は、公教育の重要な役割を担っている。本来、学校は公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・市民にとって切実な要求であり、とりわけ、準義務化された高校教育においては急務となっている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することが望まれる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための私学支援金を一層拡充するとともに、あわせて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上、提案とさせていただきます。ご審議のほうをよろしくお願いを申し上げます。

(2番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読となっておりました議案第74号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」

議案第75号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」

議案第76号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

議案第77号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」

議案第78号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

の5案件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、5案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第18 議案第74号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案74号について、反対討論をいたします。

一般に期末手当は労働者の報酬の一部であり、複雑化する公務労働の中では、それに対応として人事院が評価して、このたびの勧告となっております。しかし、議員と職員とは違います。議員報酬はそもそも職員給与に引きずられて、引き上げたり、引き下げられたりするような性格のものではありません。地方公務員の賃金が国家公務員賃金や人事院勧告に準じて決められるものに対し、地方議員の議員定数や報酬額は自治体の予算、人口、面積、議員数など、その自治体特有の条件を基礎にし、住民要求を議会と行政にいかにして反映しやすく、どのように努力したかという観点を大事にし、それら、さらに住民の合意も得ながら決定されるべきものであります。公務員の賃上げが民間賃金の引き上げにつながることで、労働者の所得をふやすことが景気回復の決定打となることを考えれば、今議会に上程されている議案、次の76号は当然賛成であることは言うまでもありませんが、しかし、ここで申し上げなければならないのは、町長、副町長、教育長、そして議員は、労働者とは一律、同列に論じることはできない立場であるということです。多くの国民、町民や中小企業がアベノミクスの格差拡大によって苦境にあえいでいるとき、予算は町民や中小企業を応援するために使

うべきであり、民間の経営感覚、また町民感覚から認められないと思っております。

よって、議案74号については反対をいたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、平成28年人事院勧告に準じて必要となる条例の改正であり、適正なものと考えられるので、本案に賛成いたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第74号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第19 議案第75号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

先ほどの議案第75号、これについて反対討論をいたします。

さきの議案第74号と同じ理由により、議案第75号、特別職の一部改正について反対をいたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、平成28年人事院勧告に準じて必要となる条例の改正であり、適正なものであ

ると考えるので、本案に賛成するものであります。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第75号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第20 議案第76号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第21 議案第77号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第77号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」に反対の討論をします。

この補正予算は、議案74号から76号の3案件に伴うもので、蟹江町の議員報酬及び特別職、また職員の給与であります。議員及び特別職については、議案第74号の理由で反対とし、職

員については、公務員の賃上げが民間企業の引き上げにつながることで景気回復になると考えることや、また蟹江町の職員は愛知県内の同職員の中でも決してよくないと思いますので賛成をし、議員及び特別職について反対として、議案第77号に反対をいたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

私は、平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論申し上げます。

歳出の補正予算としては、職員等の人件費及び公共下水道事業特別会計への繰出金であり、総額で552万4,000円の追加補正であります。また、歳入の補正予算としては繰越金です。今回の提案されている補正予算は、人事院勧告に基づき実施する給与改正であり、私たち議員もかかわるものであります。

また、公共下水道事業特別会計への繰出金についても、生活の基盤となるインフラ整備として必要不可欠なものと考えます。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、議案第77号、平成28年度蟹江町一般会計補正予算についての賛成討論といたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第77号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第22 議案第78号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

これで、本定例会の会議に付議をされた事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成28年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

高 阪 康 彦

3 番 議 員

飯 田 雅 広

4 番 議 員

石 原 裕 介